

養蜂をめぐる情勢（補足資料）

1. 改正局長通知等に関する農林水産省のフォローアップ・・・1
2. 養蜂の現状と養蜂等振興強化推進事業における対応状況・・・4
3. 地域計画等への養蜂家の参画について・・・・・・・・・・9
4. 蜜蜂をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
5. 花粉交配用蜜蜂をめぐる状況・・・・・・・・・・16

令和7年3月
農 林 水 産 省



1. 改正局長通知等に関する農林水産省 のフォローアップ



改正局長通知等に関する農林水産省のフォローアップ

6月25日	花粉交配用蜜蜂の卸売業者への調査	・参加者:花粉交配用蜜蜂の卸売業者、東海農政局、農林水産省(畜産振興課、園芸作物課) ・議 題:花粉交配用昆虫の輸送について、沖縄県での蜜蜂事業について、花粉交配用蜜蜂の梨での利用について、蜜蜂以外の花粉交配用昆虫について
10月 8日	日本養蜂協会北海道ブロック大会	・主 催:(一社)日本養蜂協会 ・参加者:北海道養蜂協会、(一社)日本養蜂協会、養蜂家、北海道、北海道農政事務所、農林水産省 ・議 題:蜂群配置調整関係について、熊被害関係について
12月10日	第6回全国養蜂青年大会(大阪市)	・参加者:全国の養蜂青年部、(一社)日本養蜂協会、養蜂関係企業、農林水産省等 ・議 題:養蜂振興法に係る局長通知改正等について
令和7年 1月22日 ～2月 3日	養蜂担当者地方ブロック会議(札幌市、さいたま市、岡山市、熊本市)	・主 催:農林水産省 ・参加者:(一社)日本養蜂協会、養蜂家、各都道府県の養蜂担当者、農林水産省 ・議 題:畜産局長通知等の改正にともなう参加都道府県における課題と対応について、養蜂トラブルにおけるケーススタディについて、農林水産省からの説明
2月12日 ～14日	中央畜産技術研修会「養蜂」(福島県西郷村)	・参加者:(一社)日本養蜂協会、各都道府県養蜂担当者 ・内 容:養蜂をめぐる情勢、課題討論「地域における養蜂の課題とその対応」

養蜂振興に関する局長通知等の改正への対応状況

- 令和5年11月養蜂振興に関する局長通知を改正し、①個人情報に関する同意の事前取得②飼育届提出後の蜂群配置調整を行う場合があること③ニホンミツバチの飼育群数の記載④巣箱設置場所の緯度・経度の記載等について追加。
- （一社）日本養蜂協会、各都道府県の養蜂担当者等が集まる養蜂担当者地方ブロック会議を全国4カ所（北海道、埼玉県、岡山県、熊本県）で開催し、局長通知等の改正を受けた各都道府県での運用の見直し効果等を確認。

養蜂振興に関する局長通知等の改正にともない運用の見直しを行った内容（様式変更）	運用を見直しの効果
① 個人情報の取扱いに関する同意を事前に取得するように追記	○農薬の担当部局と共有することで被害防止のために養蜂家に対する周知がスムーズになった。
② 飼育届提出後に蜂群配置調整を行う場合がある旨を追記	○蜂群配置調整に必要なとなる個人情報を関係者で共有でき調整が行いやすくなった。
③ 飼育群数のうちニホンミツバチの飼育群数を新たに記載	○セイヨウミツバチかニホンミツバチか確認できるようになり、蜂群配置調整が行いやすくなった。
④ 巣箱設置場所の緯度、経度について新たに記載	○巣箱の詳細の位置が分かるようになり蜂群配置調整が行いやすくなった。

大分県の事例

- 農林水産省が令和5年11月に発出した養蜂振興法に係る改正畜産局長通知を受け、県は令和6年8月に、蜂群配置調整に係る基本方針、調整基準及び会議開催要領を策定の上、関係者間の調整を実施。

1 蜂群配置調整基準の概要

- 対象者の明確化
 - ① 飼養群数5群以内
 - ② 日本蜜蜂のみ
 - ③ 自宅又は自己所有地での飼育
 - ④ 蜂蜜等は全て自家用に供する
上記を全て満たす者以外の者
- 蜂群間の競合に該当する距離の明確化
日本蜜蜂4km、西洋蜜蜂8km以内は競合に該当する。
- 調整が必要となる場合の明確化
新規、増群する場合又は飼育期間を変更する場合。

2 蜂場マッピングシステムの運用開始(令和6年)

- 県農地情報システムを活用し、飼育届情報をマッピング。
- システムへの入力や保守管理は県が外部委託。
- 閲覧は県職員のみとし、配置調整基準に基づき、県が双方へ配置調整を促す。



- 新規蜂場
- 既存蜂場

左図の場合は、既存蜂場3カ所の内、1カ所が競合が確認される

図 マッピングシステムの表示例